NEW CITY RESIDENCE
ニューシティレジデンス投資法人

平成 21 年 11 月 9 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木三丁目 2 番 31 号
ニューシティ・レジデンス投資法人
代表者名
執行役員　新井　潤
資産運用会社名
ｼｰﾋﾞｰｱｰﾙｲｰ・ﾚｼﾞﾃﾞﾝｼｬﾙ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社
代表者名
代表取締役社長　樋口秀一
問合せ先
投資運用本部企画部長　加藤康敬
TEL. 03-6229-3860(代表)

再生計画案提出のお知らせ

本投資法人は、平成 21 年 11 月 9 日付で、以下に記載する内容の再生計画案を東京地方裁判所に同日付にて提出しましたのでお知らせ致します。

記

1. 再生計画案提出に至る経緯

平成21年9月18日付「新スポンサーによる再生支援に関する基本合意についてのお知らせ」にてお知らせしていますとおり、本投資法人は、平成20年9月18日付で、大和ハウス工業及びビ・ライフ投資法人との間で、本投資法人の再生支援についての基本合意書（以下「基本合意書」といいます。）を締結しました。これを受けて、本投資法人は、基本合意書に定められた再生スキームを前提とした再生計画案（以下「本件再生計画案」といいます。）を平成21年11月9日付で、東京地方裁判所に提出致しました。

2. 再生計画案の主な内容

本件再生計画案において想定されている再生計画の基本方針は、

① ビ・ライフ投資法人を存続法人として、再生債務者と吸収合併（以下「本件合併」といいます。）をすること

② 大和ハウス工業及び同社の指定する者から金 60 億円の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」といいます。）の払込を受けること

③ 再生債権者に対して、再生債権の元本等の全額を 5 年間の 4 回に分割して支払うこと、及び利息損害金として一定の金員を支払うこと

を骨子としております。

なお、本日時点では、本件合併についての合併契約及び本件第三者割当増資についての引受契約は

締結されておりませんが、合併契約及び引受契約が締結された場合には速やかにお知らせいたします。また、本件合併及び本件第三者割当増資は、本投資法人の民事再生手続において本件再生計画案が可決・認可され、同認可決定が確定していること、本件第三者割当増資にかかる金融商品取引法上の届出の効力が生じていること、その他の事由を前提条件とする予定です。

以　上

※本投資法人のホームページアドレス　http://www.ncrinv.co.jp/